＜内縁関係調整（解消）調停を申し立てる方へ＞

１　概要

事実上の夫婦関係にある当事者間で，内縁関係の解消について話合いがまとまらない場合や話合いができない場合に，家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では，内縁関係の解消のみならず，その間の生活費の問題，内縁関係中に築いた財産の分け方（財産分与といいます。），年金分割における按分割合（分割割合），慰謝料等についても話し合うことができます。この調停手続は，内縁関係の解消をするかどうか迷っている場合にも利用することができます。

２　申立てに必要な費用

□　収入印紙・・1,200 円

□　連絡用の郵便切手・・100円×2枚，84円×8枚，10円×14枚，1円×10枚（合計1,022円）

３　申立てに必要な書類

□　申立書３通

→申立書は，法律の定めにより相手方に送付しますので，裁判所用，相手方用，申立人（あなた）用の控えの３通を作成してください。なお，裁判所の窓口に３枚複写式の申立書用紙がありますので，ご利用ください。

□　事情説明書１通

□　子についての事情説明書１通　＊未成年の子がいる場合に提出してください。

□　連絡先等の届出書１通

□　進行に関する照会回答書１通

□　「年金分割のための情報通知書」１通

→内縁関係解消と共に年金分割における按分割合（分割割合）に関する調停を求める場合にのみ必要です。内縁関係にあったと認められる方の場合，分割の対象となるのは，当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第３号被保険者と認定されていた期間（第３号被保険者期間）に限られます。情報通知書の請求手続については，年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください｡

４　調停手続で必要な書類等の提出方法等

・　調停では，必要に応じて，自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

＊必要になる書類の例

＜財産分与を希望する場合：内縁関係期間中における夫婦の財産に関する資料等＞

→不動産登記事項証明書，固定資産税評価証明書，預金通帳写し，残高証明書等，夫婦の財産の内容が分かるもの

＜生活費用等について決まったことがある場合：その内容が分かる書面＞

→合意書，公正証書，調停調書，審判書等

・　書類等を提出する場合には，裁判所用のコピー１通を提出するとともに，調停期日には申立人用の控えを持参してください。相手方に交付したい書類等を提出するときは，裁判所用及び相手方用としてコピー２通を提出してください。

・　書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で，裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は，マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー２通全て同様に作成してください。）

・　マスキングができない書面については，「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で，その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に，裁判官が，相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

５　提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

　申立人の提出した申立書については，法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については，他方の当事者は，閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては，裁判官が，円滑な話合いを妨げないか等の事情を考慮して，許可するかどうか判断します。

６　申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし，相手方との間で，担当する家庭裁判所について合意ができており，申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには，その家庭裁判所でも対応することができます。）。

|  |  |
| --- | --- |
| （相手方の住所地） | （申　立　先） |
| 東京２３区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村 | 東京家庭裁判所（本庁） |
| 八丈町，青ヶ島村 | 東京家庭裁判所八丈島出張所 |
| 大島町，利島村，新島村，神津島村 | 東京家庭裁判所伊豆大島出張所 |
| 上記以外の市町村（多摩地区） | 東京家庭裁判所立川支部 |

相手方の住所地が東京都内の場合の申立先は，次のとおりです。東京都以外の場合の管轄については，**裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域**をご覧ください。

７　調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ，１回の時間はおおむね２時間程度です。申立人待合室，相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で，交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で，双方のお話をお聞きしながら話合いを進めていきます。

また,原則として，各調停期日の開始時と終了時に,双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただき,調停の手続,進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので,支障がある場合には,「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので，各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。

申 立 て

合意ができた

期日の連絡

調 停 期 日

調 停 期 日

合意ができなかった

　注　家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されています。